

不適切な盛土への対応状況についてお知らせします

要 旨

7月1日から「静岡県盛土等の規制に関する条例」が施行され、盛土に関する事務権限の一部が市から県へ移ることになります。本市では、引き続き、市街化調整区域において「沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、事業者への指導を続けてまいります。

そこで、6月末日時点での、本市の不適切な盛土の箇所数及び指導状況について報告するとともに、定期パトロールの実施についてお知らせします。

概 要

1 不適切な盛土の箇所数について

静岡県内に不適切な盛土は 193 箇所あり、その 8 割が県東部に集中していると公表されております。この内、本市の不適切な盛土は、23 箇所であります。

不適切な盛土の大半は、東名高速道路よりも北側の森林部に位置しております。

23 箇所の指導状況は次のとおりです。

是正済 4箇所(県全体で 28 箇所)

指導中 19 箇所(同上 141箇所)

指導予定 0箇所(同上 24 箇所)

指導中の 19 箇所については、引き続き、事業者に対して改善に向けて厳しく指導していくとともに、定期パトロールにおいて現場状況の監視を続けます。

2 定期パトロールの実施について

本市では、違反行為の抑制と不適切な箇所の状況確認のため、令和3年11月から毎月、関係課による監視パトロールを実施しております。東海地方では梅雨明けとなりましたが、今後の豪雨、台風に備え、定期パトロールを強化してまいります。

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課 開発指導係
直通:055-934-4761

